

第8回 光風台駅前エスカレーター代替案検討会議 会議録（概要）

日 時 平成24年2月26日（日）午後6時～午後7時8分

場 所 光風台自治会館

出席者 学識経験者 : 赤井阪大教授（会長）猪井阪大助教（職務代理）

光風台自治会 : 水谷自治会長、倉場委員、飯田委員

新光風台自治会 : 大原自治会長、本山委員、吉岡委員

豊能町 : 鴻野建設課長、内田財政課長、木田企画政策課長

事務局 : 東浦企画政策課主幹

傍 聴 西岡議員、小寺議員、高橋議員、高尾議員、永並議員、秋元議員、井川議員
住民7名

【確認事項】

報告書案の内容修正について

- ・12ページの（6）今後の対応のところの「互いに必要と認めた場合には、検討の場を持つことと決定した」を「住民（自治会）が必要と認めた場合には、意見交換の場を持つことと決定した」に変更する。
- ・修正後のものを報告書とする。

町が作成したエスカレーターに係る稼働期限等確認表について、日立ビルシステムへ確認するよう申し入れる。

ガバナンスの表現について、住民は十分に納得しているわけではなく、今後の町長のこれに対する対応に期待したいという気持ちを込めていることを町長に伝える。

【会議概要】

会長 開会。報告書（案）について説明を求める。

内田 報告書案の前回からの変更点のみ報告する。

「5年程度」の表記は程度を取り「5年」とした。

3ページの1. エスカレーターの経緯と現状の（1）設置のところで「新光風台の販売促進のために」を加入した。

8ページ（3）国の交付金のところに「平成23年度の制度が継続された場合は次のとおり」を加入した。

10ページの（3）で「住民代表委員から反論はなかった」を「住民代表委員は町の提案を持ち帰った」に変更した。

11ページの「住民代表委員の意見がエスカレーターの存続を望むものであったこと」を「新光風台自治会が実施したアンケートによれば、回収率58.9%で、そのうち84%の人が存続を望むものであったこと」に変更した。

会長と相談した結果、稼働については例外もあることが分かるようにということで「大規模災害などで一時期に部品が大量に必要となった場合を除き」を加入した。

町の廃止の方針は変わらないということをはっきりと書いた方がいいのではという意見があったので「町はエスカレーターをフルメンテナンス終了後廃止する方針を変更しておらず」を加入した。

(5) のガバナンスの所は、町が原因を認めたという言葉がない、反省の言葉がない、という意見があったので「このような事態を招いたことについて、町は、町からメンテナンス会社への細かな確認作業が不十分であったことが原因であることを認め陳謝した」を加入し、最後に「それを受けて町は努力する約束をした」を加入した。

(6) 今後の対応は、「協議の場を常設することを提案する」を「エスカレーターに係る国の交付金制度の改正等の関連情報や町の方針の変更について、町が住民（自治会）に定期的に書面で報告し、その上で互いに必要と認めた場合には、検討の場をもつことと決定した」と前回の決定事項をそのまま書かせていただいた。

会長 日立ビルシステムとの意見交換がどの様になっていたのかを明らかにするため、ここで資料の説明を求める。

木田 資料は日立ビルシステムからの文書の写しだが、平成23年12月19日付の文書をご覧願う。私どもが非常に具体性に欠ける内容であると会議でも申し上げたが、前回の時点での文書はこれである。（資料全文を読みあげ）これをこの会議に提示することになっていたが、どう考えてもわかりにくいので、せめて12月2日に確認した事項だけはより具体的にしようメンテナンス会社に再度申し入れ、平成24年1月30日付けの文書が本日の会議に間にあったので、改めて資料として添付した。

（資料一部読み上げる）

これでもなお分かりにくいので、もうひとつの資料としてエスカレーターの稼働期限確認表を町で作った。（資料説明）

会長 質疑応答に入る。

職務代理 1月30日の文書で「製造中止から5から10年程度」の製造中止とは保守部品製造の中止なのか。

木田 次のように確認した。「日立ビルシステムでは保守部品製造中止後5ないし10年程度はストック部品あるいは代替部品で対応出来るということなのですね、保守部品製造中止後ということなのですね」とFAXで送り、相手より電話で「そうです」と回答を得ている。

委員 わかりやすいように表を作っていたいただいたのは有難いが、見比べると疑問点が出てくる。

この稼働期限確認表に両方で年月日と判を押すなどして、疑問が残らないようにその時その時に確認しておくのは大事である。

木田 検討会議の委員の意見を踏まえて、再度、日立ビルシステムの方には申し入れたいと思う。

委員 あまり無理をしなくてもいいが、確認できるところはしていただきたい。

会長 ガバナンスのところはどうか。

委員 ガバナンスのところがかんな短い文章でいいのか。そういうことになった、起因した理由などをもっと明確化する方がいいのではないか。それと12ページの今後の対応だが、最後に「互いに必要と認めた」となっているが、この文章では住民が求めても町が拒否すれば検討の場が持たないので、できれば「どちらか一方が必要と認めた場合は検討の場を持つ」と

というような文章に変更してもらえないのか。

内田 前回このように決めていただいたので、そのまま表現したもの。

委員 住民から町に言った場合に、町が必要無いと言われたら、もう話が進まない。申し入れがあったらするんだという確証がなかったら、住民側としたら心配だ。

内田 5年先に向けた新たな検討の場を作るということは同意事項なので、それとは別問題として、今後の対応としては、書面で定期的に報告する際に必要であったら検討の場を持ちましょう、ということをお願いしたつもり。定期的な会議はもういらないでしょうというのが前回のまとめだったと思う。

会長 検討の場というのは、定期的な場という意味か。11ページの検討の場は今回のように集中的にやるもので、12ページの検討の場は同じ意味なのか、もう少し前向きにお互いが会って話をするという意味か。

木田 別物であると思う。

会長 協議を進める場などに名前を変えたら抵抗感が無くなるのではないか。

委員 検討の場というよりも、ざっくばらんの意見交換の場みたいなものと思う。国の制度などが変わったときにどうしていきましょうか、というのを意見交換するという単純なものだと思うが。

会長 基本的に住民側から要望があるはずなので、「住民（自治会）が必要と認めた場合には、意見交換の場を持つことに決定した」という表現にする。

委員 ガバナンスの問題だが、町長が陳謝するとかではなく、さらっと行ってしまうのか。

木田 この表現は、前回の意見を持ち帰り、どれくらいの表現ができるのかという中で、町長と調整した結果、確認作業が不十分であったことは認め、陳謝するという表現にさせてもらったもので、町としてはこれでいきたい。

委員 町報とよの4月号でこの顛末を、町がミスったという文面をちゃんと載せていただけなのか。

内田 私が前回申し上げていた意味は、財政再建計画の一環としてエスカレーターの方針はこう変わったということを広報しますということをお願いしたつもりである。

委員 住民としては何でこうなって、最後の結論がこうなのかというのが読み取れるような文面にしてほしいというのが私の希望である。

委員 私はガバナンスの表現はこれ以上書けないと思う。顛末については前に陳謝しておられるし、確認が不十分であったということも踏まえて、文言に入れてなおかつ資料として付けるということなので、それでいいかなと思う。決して無駄ではなかったという議論だから。

会長 今おっしゃったことは私の意見も同じで、ここに「原因、陳謝した、努力する」という言葉が入っているので、文章としてはこれくらいいいのではないか。住民はこの文章を認めたとしてもこれで十分納得している訳ではなくて、今後の町長のこれに対する対応に期待したいという気持ちを込めていることを伝えていただくということで、文章的にはこれでいきたいと思う。

委員 日立ビルシステムの文書への申し入れだが、製造業としてはそれ以上書けないのではないかと思う。きっちりした文面を求めてもたぶんどこかにエクスキューズが入ってしまうと思

う。

木田 我々は委員各位から、町は確認が甘いと言われているので、その思いを向こうにぶつける形で話したいと思う。

委員 日立ビルシステムの文書がどうのこうのとは思っていない。非常に読みにくい文書で、町は今後齟齬が生じないように確認表を作っていたので、この確認表に対して日立の確認を取ってもらえばいいと思っている。

会長 町が作った文書を相手にこういう意味ですと送って、その通りですと回答をもらうのがいい。

木田 そういう意見も踏まえて日立への申し入れを行いたい。

委員 私が申し上げたいのは、最初から一貫して申し上げているが、西地区の中で一番新しい新光風台の住民に対して、エスカレーターをどの程度の必要性、重要性で考えておられるのか。期限が来たら廃止の原則は変わらないということが、どうしても引っ掛かる。町は廃止しても構わないと本当に考えておられるのか。町はもう一度検討してほしい。

会長 他にないか。廃止する方針は変更していないと書いてあり、町の判断だが、今後事情も変わることがあると思うので、そこも踏まえて、今後5年後にどうするのかというのは、また検討してもらえばいいと思う。

よろしければ、報告書に関しては修正して取りまとめるという事にしたいと思う。

ほぼ1年にわたり、いろいろ議論させていただいて、私も勉強になった。是非5年後に向かってまた検討頂いて、より良い方法で進む事を期待して、この光風台駅前エスカレーター代替案検討会議は終わりにしたいと思う。

午後7時08分 閉会

第8回 光風台駅前エスカレーター代替案検討会議

日 時 平成24年2月26日(日)
午後6時～

場 所 光風台自治会館

次 第

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 報告書(案)について
- (2) その他

本日の資料

- (1) 第7回 検討会議 会議録(概要)
- (2) 報告書(案) ～会議のまとめ～
- (3) 「光風台駅前エスカレーター」の今後のリニューアル計画について(写し)
- (4) 光風台駅前エスカレーターの稼働期限確認表
- (5) 「光風台駅前エスカレーター利用状況」調査とエスカレーター(代替え案を含む)存続についてのアンケート

第7回 光風台駅前エスカレーター代替案検討会議 会議録（概要）

日 時 平成24年1月15日（日）午後5時～午後6時30分

場 所 光風台自治会館

出席者 学識経験者 : 赤井阪大教授（会長）

光風台自治会 : 水谷自治会長、倉場委員、飯田委員

新光風台自治会 : 大原自治会長、本山委員、吉岡委員

豊能町 : 鴻野建設課長、内田財政課長、木田企画政策課長

事務局 : 東浦企画政策課主幹

傍 聴 西岡議員、高尾議員、秋元議員、小寺議員、上島府議
住民7名

【確認事項】

報告書案の内容修正について

- ・ 3 ページの（1）設置の所に、「新光風台の販売促進のために」を加入。（3）利用者数調査年月日に出典先を加入する。
- ・ 8 ページの（3）国の交付金の所に「平成23年度の制度が継続された場合」という但し書きを加入する。
- ・ 10 ページの（3）「住民代表委員から反論はなかった」を「住民代表委員は持ち帰った」に変更する。
- ・ 11 ページのポツの2番目「住民代表委員の意見が」について、新光風台はアンケートを取った結果として存続を望むということなので、そのように表現を変更する。
- ・ 11 ページの（5）の所に町の責任を明文化することについて、町は持ち帰り協議する。
- ・ エスカレーターの延長期間の表現を「5年程度」から「5年」に変更する。
- ・ 11 ページ（6）の「協議の場を常設することを提案」を常設するのではなく、エスカレーターに関して交付金や町の方針について変更があったかどうか報告（報告は文書で）し、必要があれば協議の場を持つというような内容の表現に変更する。

【決定事項】

- ・ 新光風台自治会が実施したエスカレーターに関するアンケートについて、質問事項と回答結果について、第1回会議の資料として追加し、報告書にも資料として付ける。
- ・ 町へ提出されたメンテナンス会社からの文書を第8回（2月26日）会議に提出する。

【次回会議準備資料等】

- ・ 検討会議報告書案修正版
- ・ メンテナンス会社文書

【次回会議の論点】

- ・ 修正された報告書（案）の中身の検討・協議・確認
- ・ メンテナンス会社文書の提示・確認

【会議概要】

会長 開会。議題1の報告書案について、事前に委員には配布しているので、案を見ながら質疑をする方法で進める。

3ページ。エスカレーターは光風台の時ではなくて、新光風台の時だった。それはどこかに書いてあるのか。

内田 平成2年7月時点では新光風台は、ほぼ完売していたが、エスカレーターを設置するという話が持ち上がったのは、確かに新光風台の分譲のタイミングだった。

会長 エスカレーターが付いた時期ではなく、売り出した時期に設置されることが分かっていたのか、分かっていたかかところが議論になっていて、買う時にそれがあつたから買ったという部分があるから、経緯を残しておくのであれば文面でそれが分かるくらい詳しく書くというのもひとつかもしれない。

木田 「新光風台の販売促進のために」ということを加入する。

内田 会議が始まる前に、1日当たりの利用者数の調査年月日に曜日を入れたらどうかと住民代表委員から指摘があつた。

会長 同じ曜日だったか。実施手法も違うか。

内田 曜日も方法も違う。光風台駅で電車を降りる人のところの最初の二つは能勢電鉄調べ、最後の調査は自治会の協力を得て行ったものである。

委員 そしたらコメントを入れるのは。下のところに。

会長 能勢電鉄調べであるかを分かるように書いた方が良いのかどう使うかは別として、実施した人が違えば結果も違う可能性もあるので。

委員 一つ確認するが、(1)の「町議会議員が同席のもと」とあるが、あの会議での扱いは傍聴ではなく出席だったのか。

内田 そうである。

会長 8ページの国の交付金はいつ時点での話なのか。今あつて来年もあれば出来るという話か。来年もあることは決まっているのか。

鴻野 交付金の制度自身は変わっていないので、社会資本整備総合交付金である。

会長 交付金の議論をしたというのはどこかに書いてあるのか。第4回で議論しているの、その時の資料を見れば良いのであるが、55%補助も今の制度で、来年55%かどうかは確定しているのか。

鴻野 確定していない。制度上は55%。交付金というのはあくまで予算の範囲内が前提であり、要望した額がすべて交付されるかどうかは、毎年、分からない。

会長 「平成23年度の制度が継続された場合」というような但し書きを入れてはどうか。

委員 (3)の2番目のところの「住民代表委員から反論はなかった」と記述されているが、無条件でここにいた全員が賛成したようにとられる。我々が言ったのは町の提案を持ち帰って検討させてもらうということだったんで、反論という形では反応していないが、この書き方では意味合いが変わってくると私は思うので、「住民代表委員は持ち帰った」とすれば良いのではないか。

会長 持ち帰ったという表現にする。

委員 11ページの「住民代表委員の意見がエスカレーター存続を望むものであったこと」という書き方は、我々としてはアンケートも取ってエスカレーター存続を希望したので、代表委員3名だけの意見ではなく、住民の意見が存続を望むものであったと思う。

会長 全体と言うとあれなので、「住民の多数の意見が」にしましょうか。

木田 アンケートを踏まえた、というのが大事なのか。

委員 そうである。我々代表委員だけの話ではないということ。それを表現してほしい。

内田 新光風台が会議で配られたものを会議資料として添付すればどうか。町が作った資料ではないのでホームページにはアップしていないが。

会長 資料として添付する。

木田 第1回検討会議の資料として添付する。

会長 文章は、「新光風台自治会が実施したアンケートによれば、回収率50%でその内86%が存続を望む」としてはどうか。

委員 光風台も後から我々と同じ内容でアンケートを取られた。それも入れないと新光風台だけになるが。

委員 我々は住民全員とは考えなくて、新光風台のアンケートを使わせてもらい、幹事さんにアンケートに回答してくださいという取り方をして、そのデータをもとに会議でも発言したので、資料として付けてもらわなくて結構です。

委員 11ページの「新たな場を設ける」とあるが、「新たな検討の場を設ける」の方がベターではないのか。

委員 町は、延長はするが廃止の方向は変わらないということを書くべきである。どこにも書いていない。

委員 (6)の「協議の場を常設されることを提案する」の下に、具体的にどういう会議の場とするのかを入れた方が良い。

委員 ガバナンスのところであるが、これを見ると町の責任が明文化されておらず、これは町の絶対的なミスなので、報告書には町もそういうことであったということは明文化しないといけないと思う。

委員 会議がどんでん返しになったのは、町の調査研究不足と思う。真剣にこの問題に取り組んで来たのかと。それが徐々に変わってきて、今となればもう5年持ちますと。話がコロコロ変わるからこうなったと思う。町は反省文章を入れて。そうでなければ住民は怒る。我々は1年間、何をやってきたのかと。

会長 このまとめ方は確かに、こちらから一方的に町に対して問題があるから今後気をつけろと言っているだけで、町側の意見が出てないので、そこのところでどうまとめるのか。お互い歩み寄り、もう少し反省をしているという旨の文章を追加するというで納めるということはあると思う。町は持ち帰るのか。

内田 この報告書案は検討会議が発行することから、第三者的に書いている。執筆者が誰という事ではなく、会議として出しているのだから、町の立場で書くことはわざとしていない。その辺のことは事実として淡々と書くことは可能である。それはガバナンスの問題として、町はそこに不手際があったというのを会議として書くことは可能であると思う。

会長 町が認めているかどうか分からない。「あったと認めた」と書けるのかどうかということである。認めたという文章を入れて欲しい。それが反省しているということである。町長の判断になる。住民がこう言っている以上は、何らかの対応をしないと。

木田 持ち帰る。

委員 稼働年数であるが、再確認ということをされたが、今回は口頭ではなくて念書とか確認書を取られたのか。

木田 一応文書はもらった。会議での口頭で言った事を明確に文章化してと言ったが、非常に曖昧なものである。

内田 社印も押して日付も入れて、会社名も入れてあるが、会議で言った通りのことを書いて来なかった。

会長 その文章は公開できないのか。

内田 日立ビルシステムがちゃんと社印を押して出してきた書類であるから出せると思う。

会長 一度見て再確認しよう。

内田 結局リニューアルを勧める営業の文章である。中身は、リニューアルをしてというのと、もう使えなくなるよということを一生涯書いてある。

委員 その文章を町から出すことによって、すっきりすると思う。いろいろ受け取り方があるので。先生が書いている文章の中に「5年程度」とあり、その後も「5年程度」「平成31年度末」とかの曖昧な表現になっている。だからはっきりと5年延長する、31年度末まで動く。だけど議論の中で当たり前の話であるが、その文章を出してもらえば、部品等の関係でいつどうなるのか分からない。31年度末まで5年間延長してがんばるということをお我々が確認することを、現段階ではっきりさせておいた方が良く思う。

会長 そうしたら「程度」は省くこととする。

次に、11ページの最後の所の「協議の場」に関して意見はあるのか。先ほど木田課長からも出ていたが、何か大きな変更があった場合に会議を持つということで、定期的ではなく不定期なりますが。

委員 定期的に会議を持つ必要はないかと思う。意見交換してもぶつかっているだけだから。

委員 年2回と決めて、定期的に「この交付金制度の変更はない。制度のこの部分は変わりそうだから、次回は何月頃に会議を持ちたいとかの発信をする仕組みをつくっておくべきだと私は思う。

木田 会議を開くかどうかは別にしても、エスカレーターに関して、交付金制度の変更はなかった。しかし大きな節目となったときは次回開くという判断を連絡し合うということが良いのか。

委員 変更が無いから電話で済ますのではなく、書面が欲しいと思う。

会長 書面で通知するという形にする。

委員 確認したいが、5年延びるとなったけれど、その時点が来れば基本的には廃止なのか。

木田 基本的に廃止である。廃止だけでも、前の会議で住民か利用者かは分からないが、負担をしてもらうということで終わった。交付金があることが一つの条件、住民負担が二つ目の条件、この二つが整った場合にはということ。そこまでは会議報告書でまとめる。

会長 それに関しては確かに前回話をして、その結論を出すまでここで議論をするのか、結論は5年後に出すのかということをごここで議論して、5年後にしようとなったが、5年後は状況が変わっているかもしれないので、どう負担するかまでを今詰めるには、あと数回の会議が必要なので、そこまではより、ひとまずここで報告書としてまとめ、その議論は、先で町との間で議論しましょうということになった。

委員 5年延びたという説明を行政としてはどの部分で行うのかを確認したい。

内田 財政再建計画の中の一つの項目なので、財政再建計画の進捗状況の年1回発表の際に広報に載せようと思っている。議会にこの方針を表明していないので、まず議会に表明してから広報するということになる。

委員 私は、議会で議員さんからこの協議のことについて発言してもらえるのかなと期待をしているけれども。

会長 まさに町の職員も議員先生も町の税金で雇われているのだから、住民側からどんどんアプローチして良い。どんどん言うことは何の問題もない。どんどん発信してこうあるべきと言ってよい。議員の先生も全ての住民を相手にしているので、一部の人がこれをやって欲しいというすべての意見を取り上げられないので、そこで取舍選択があると思う。議員先生の判断で、重要案件が取り上げられることになる。その対応の結果が、真の重要案件であったかどうかは、次の選挙結果に表れることになる。

委員 一般質問なんかで取り上げられたら、それで良いのではないか。

会長 改訂でお互い納得したところは変えてもらい、そうでないところは持ち帰り、次回資料はメーカーとのやり取りの文章を出してもらおう。

次回は2月26日(日)17時～ 光風台自治会館で行う。持ち帰ってもらい住民側の意見を踏まえて修正した報告書案を出してもらおう。

以上、午後6時30分 閉会。

案 2

報告書

～ 会議のまとめ ～

平成24年2月26日

光風台駅前エスカレーター代替案検討会議

はじめに

光風台駅前エスカレーター代替案検討会議（以下「検討会議」という。）は、光風台駅前のエスカレーターが老朽化により稼働しなくなった後の対策を検討するために設置され、平成23年6月から平成24年2月までの9ヶ月間、延べ8回にわたる会議を開いてきた。

検討会議が設置された発端は、少子高齢化の進展と人口減少により町税の減収が続き、危機的な財政状況となってきた豊能町が、エスカレーターの廃止を含む財政再建計画を立てたことに対し、エスカレーターの意義を訴える地元自治会が立ち上がったことである。検討会議では、まず、町の財政状況がどれくらい厳しいのかを確認する作業から始め、次に事業の優先順位の議論となったが、実際の事業選択については、この会議の範疇を超えるものであり、議論をするにとどめた。その後、エスカレーター以外の代替案の検討を行ったが、様々な条件を考慮すると、エスカレーターが最も現実的との判断を得て、最終的にはエスカレーターを更新するならばどのような方策が考えられるのかに焦点が絞られた。そこで、住民が自己負担をしてでもエスカレーターを残したいのであれば、行政負担は軽減され、住民の便益は大きいと訴えることができることから、住民の意思の大きさを量ることで、真の意味でのエスカレーターの価値を吟味し、エスカレーター更新の是非を判断する流れとなった。ところが、町の確認不足により、この段になってエスカレーターがしばらくの間は現状のまま稼働できることが判明した。エスカレーター廃止計画は5年延長されることとなり、検討会議が結論を出すのは時期尚早との判断で一致し、結論を出さずに終結することとなったのである。このような状況が生じたのは、メンテナンス会社と町との間で細かな確認がなされていなかったことが原因である。この点は、町も肝に銘じて、今後の政策対応を心掛けてほしい。

しかしながら、検討会議で議論を重ねたことは無駄ではなく、将来に向けた課題や論点を整理する良い機会となったことは事実であるし、町と住民が忌憚なく意見を交わす貴重な場であったことも事実である。したがって、検討会議の議論がより一層、今後の議論に寄与するためにも、ここに検討会議のまとめとして報告書を作成するものである。この報告書が行政と住民との協働に、また、町の針路に役立つことを切に願う。

光風台駅前エスカレーター代替案検討会議
会長 赤井伸郎

目 次

1.	エスカレーターの経緯と現状	3
2.	町の財政再建計画	4
3.	検討会議の経緯	5
4.	エスカレーターの更新費用、維持管理費用	8
5.	費用負担のあり方	9
6.	まとめ	10
7.	資料	<u>13</u>
	検討会議設置要綱	
	検討会議名簿	
	検討会議の会議資料	
	検討会議の会議録（概要）	

1. エスカレーターの経緯と現状

(1) 設置

光風台と新光風台を開発・分譲した京阪神興発(株)が、平成2年7月、新光風台の販売促進のために、光風台駅前にエスカレーターを設置した。同時に町に移管され、町がエスカレーターの運転を開始した。

設置費用は京阪神興発(株)が負担し、維持管理費用は町が負担している。

(2) 年間の維持管理費用

保守管理委託料 約300万円

電気代 約80万円

修繕料 10万円～200万円程度

合計 400万円～600万円程度

※ 監視カメラの監視、扉の開閉、電源のオンオフ等の業務は駐輪場の管理人が行っており、その人件費は駐輪場の運営費に含まれている。

(3) 1日当たりの利用者数

調査年月日 (曜日)	H22.11.9 (火)	H23.10.6 (木)	H23.11.8 (火)
光風台駅で電車を降りる人	2,295人	2,126人	2,158人
調査主体	能勢電鉄	検討会議	能勢電鉄

調査年月日 (曜日)	H22.6.3 (木)	H23.6.7 (火)	H23.10.6 (木)
エスカレーターを利用する人	1,135人	1,116人	1,127人
調査主体	豊能町	豊能町	検討会議

(4) 耐用年数

法定耐用年数は15年【大蔵省令】とされているが、計画耐用年数は25年【公益社団法人ロングライフビル推進協会(旧称:(社)建築・設備維持保全推進協会)のライフサイクルコスト評価指針】となっている。

光風台駅前の機種の場合、設置が平成2年7月であるため、計画耐用年数は平成27年7月に到来する。

製造会社は一般的に設置から20年を過ぎると更新(リニューアル)を推奨している。

2. 町の財政再建計画

(1) エスカレーターに係る計画の概要

町は平成21年秋、光風台駅前のエスカレーターを更新するには2億8千万円が必要と試算し、当時は国や府の補助制度が見当たらなかったことから、町単独での更新は不可能であり、廃止せざるを得ないと判断した。そこで、町議会で2回（平成21年12月議会、平成22年3月議会）、町の考えを説明した上、広報「とよの」平成22年4月号で、財政再建計画の一つとして、エスカレーターについて「設備の更新を見送り、毎年度修繕費を計上。平成26年度末までに廃止。」と発表した。

(2) 財政再建計画全体の概要

計画期間 平成22年度から平成26年度までの5年間

目 標 効果額 5年累計25億円

基金残高 5年後に10億円以上

主な計画 人件費の削減（職員給与5%削減、職員数の削減など）

巡回バスの廃止を含めて見直し

豊悠プラザと保健センターの統合

農村婦人の家の廃止

ごみ収集の有料化

光風台駅前エスカレーターの廃止

上下水道事業への繰出金の削減

東地区幼保一元化

西地区幼稚園統合

吉川公民館の廃止

ユーベルホールの休止

など

※いずれも平成22年4月時点の計画内容

3. 検討会議の経緯

(1) 意見交換会

平成23年1月、両自治会から町への呼びかけにより、町議会議員が同席のもと、住民と町による意見交換会が開催された。意見交換の中で、現在のエスカレーターを廃止した後の代替案を提示するよう住民側から町に要望があり、引き続き意見交換を行うこととなった。

同3月、2回目の意見交換会が開かれ、町は、代替案を作成するための検討会議の設置を提案した。

(2) 準備会

平成23年4月、両自治会と町による検討会議の準備会が開かれ、町が設置要綱の案を示した。

同5月、2回目の準備会において、要綱案の決定、学識経験者の選定、スケジュールの確認等を行い、6月から検討会議をスタートさせることとなった。

(3) 検討会議

第1回 平成23年6月25日(土) 午後7時～ 新光風台自治会館

決定事項

- ・会長の選任(赤井阪大教授を会長に選任)
- ・会長職務代理の指名(猪井阪大助教を職務代理に指名)
- ・会議の公開

確認事項

- ・エスカレーターの設置の経緯と利用状況、維持管理費用、仕様
- ・人口推計
- ・財政再建計画策定の背景、今後の財政状況の見込み
- ・新光風台自治会によるアンケート結果

第2回 平成23年8月6日(土) 午後7時～ 光風台自治会館

確認事項

- ・人件費の状況、財政推計の変化、決算の推移、財政再建計画の検討に際し俎上に載せた事業
- ・地区別・年齢別人口
- ・エスカレーター・エレベーターの更新費用、維持管理費用

決定事項

- ・エスカレーター利用者調査の実施

第3回 平成23年9月3日(土)午後7時～ 新光風台自治会館

確認事項

- ・第2回会議からの持ち越し事項

議会費の平成23年度予算、議員定数、議員報酬等、政務調査費の府内町村の比較、し尿処理の状況、公園・緑地・街路樹の維持管理に要する経費

- ・代替案得失検討表

決定事項

- ・エスカレーター利用者調査実施要領と日程(10月6日実施)

第4回 平成23年10月23日(日)午後5時～ 新光風台自治会館

確認事項

- ・エスカレーター利用者調査結果
- ・路線バスの再編について
- ・エスカレーターの更新費用の見積もり結果
- ・社会資本整備総合交付金交付要綱
- ・町、光風台、新光風台それぞれの代替案得失検討表

決定事項

- ・住民アンケート案の作成

第5回 平成23年11月19日(土)午後7時～ 光風台自治会館

確認事項

- ・住民アンケート案の目次
- ・エスカレーターの更新費用は町負担、維持管理費用は住民負担
- ・費用負担の方法について次回会議で決定

決定事項

- ・住民アンケートの実施

第6回 平成23年12月10日(土) 午後7時～ 西公民館

確認事項

- ・エスカレーターの部品供給は平成27年度以降も5年は可能と判明
- ・エスカレーターのフルメンテナンスは平成31年度末まで可能と判明
- ・町の方針
 - ① 部品供給とフルメンテナンスが可能な限りエスカレーターを稼働
 - ② フルメンテナンスが出来なくなった時点でエスカレーターは廃止
 - ③ エスカレーターを更新する前提条件は、更新費用に対し国の交付金があることと、維持管理費用を住民が負担すること
- ・住民アンケートは時期尚早であり、現時点では実施しない

決定事項

- ・検討会議のまとめ(報告書)を作成する

第7回 平成24年1月15日(日) 午後5時～ 光風台自治会館

確認事項

- ・検討会議のまとめ(報告書)の案
- ・ガバナンスの項に町の意見を追加するか否か、町は持ち帰り検討する
- ・今後の対応としては、国の制度や町の方針に変更があったかどうか定期的に報告し、お互いが必要と認めた場合には場を持つ
- ・前項のことについて、町は住民に書面で通知する

決定事項

- ・新光風台自治会が実施したアンケートを報告書の資料に添付する
- ・メンテナンス会社から町あての文書を次回検討会議で示す

第8回 平成24年2月26日(日) 午後6時～ 光風台自治会館

確認事項

- ・メンテナンス会社から町あての文書

決定事項

- ・検討会議のまとめ(報告書)

4. エスカレーターの更新費用、維持管理費用

(1) 更新費用

メーカー4社（三菱、日立、フジテック、オーチス）の見積り額は、最低額 1億1,077万円～最高額 1億8,774万円。

アーケード部分の更新費用は、町の見積りでは1,600万円。

よって、更新費用総額は1億2,600万円～2億300万円程度。

※メーカーの見積り額は、基礎に十分な耐力があることが前提であり、基礎工事が別途必要な場合もあり得る。

(2) 維持管理費用【年間】

電気代 80万円

メンテナンス 300万円

監視員人件費 520万円（駐輪場が無人となれば専任の監視員が必要）

修繕費 150万円（修繕は毎年必要とは限らない）

合計 1,050万円

(3) 国の交付金

平成23年度の制度が継続された場合は次のとおり。

更新費用に対し55%補助。

仮に1億2,600万円（見積り最低額）が更新費用と仮定した場合、

国の交付金 6,930万円、

町の負担額 5,670万円となる。

5. 費用負担のあり方

(1) 町が提示した費用負担の方法

更新費用は町が負担、維持管理費用は住民（受益者）が負担。

エスカレーターはそもそも開発業者が設置した（住宅分譲価格にエスカレーターの設置費用が含まれていた）ものであるから、これを踏襲すると、更新費用は住民が負担すべきだが、更新費用に対しては国の交付金が交付される可能性があるため、この交付金を最大限活用しようとする、更新費用は町が負担せざるを得ない（住民が更新費用を負担すると、住民の負担部分に対する国の交付金が交付されない）。したがって、住民の負担は、維持管理費用。

(2) 維持管理費用の受益者負担の方法に係る各委員の意見

- ・ 能勢電鉄の運賃に上乗せ
- ・ 世帯単位で耐用年数分を一括払い
- ・ 年払いで自治会費に上乗せ
- ・ 寄付を募り、目標額が集まれば更新する
- ・ 役務の提供（住民が監視員を務める）
- ・ 役務か現金かの選択制
- ・ 監視員に相当する金額を受益者が負担し、メンテナンスは町が負担

6. まとめ

検討会議は、町が「エスカレーターの部品が供給され、フルメンテナンスが出来る限り稼働させる。」と方針を転換したことに伴い、当初の目的である代替案とその費用負担の検討を中断し、結論を出さずに終結したが、それらについては次のとおり議論が交わされた。

(1) 町が示した代替案

- ・エスカレーターの更新（受益者負担あり）
- ・エレベーターの設置（受益者負担あり）
- ・路線バス（新光風台循環と東ときわ台循環）の再編によるバスの活用

(2) 代替案の協議の結果

- ・エレベーターは搬送能力に問題があり、代替案になり得ない。また、ニーズは少なく、住民に負担を求めることは困難。
- ・路線バスは、光風台にとっては代替案になり得るが、新光風台にとっては既存であり、代替案になり得ない。また、路線バスは恒久対策ではなく、利用者の状況如何で減便や撤退もあり得るため、代替案に相応しない。
- ・住民のニーズはエスカレーターの存続であり、どのようにしたらエスカレーターを残すことができるのかを検討することとする。

(3) 住民の費用負担の協議の結果

- ・エスカレーターを残すためには、住民も一定の負担をすることはやむを得ない。
- ・町は、エスカレーターを存続する場合の費用負担のあり方として「更新費用は町が負担、維持管理費用は受益者が負担」と提案し、住民代表委員は町の提案を持ち帰った。
- ・住民の負担の方法については、様々な意見（前述「5. 費用負担のあり方」参照）が出たが、結論には至らなかった。

(4) 検討会議を5年先送り

- ・町が財政再建計画を策定した当時（平成21年度）、エスカレーターの部品供給とフルメンテナンスは平成27年7月（設置後25年）までとメーカー系列のメンテナンス会社から聞いていた。このため、町は、現在のエスカレーターの稼働は平成26年度末（平成27年3月）までが限度と判断し、更新か廃止かの選択を迫られた。

- ・町は、更新に要する費用を2億8千万円と試算し、平成21年度当時は、これに対する国や府の補助制度が見当たらないこと、及びエスカレーターは利便施設であり、公共性が低いという判断から、更新を断念し、エスカレーターは平成26年度末までに廃止することを決定した。
- ・検討会議の設置後、エスカレーターの更新に対して国の交付金制度を適用できることが判明し、また、新光風台自治会が実施したアンケートによれば、回収率58.9%で、そのうち84%の人が存続を望むものであったこと、及び住民も一定の受益者負担を受け入れる意向があることから、町は住民負担を前提に、エスカレーターを更新する方針に転換し、検討会議で提案した。
- ・そこで、住民負担について住民がどのように考えているのか、また、負担してでもエスカレーターを残したいという意思をどの程度の住民が持っているのか、住民アンケートを実施することとなった。
- ・ところが、町がメンテナンス会社に稼働可能年数を再確認したところ、エスカレーターは、大規模災害などで一時期に同部品が大量に必要となった場合を除き、平成31年度末まで稼働させることが可能と判明し、町はその方向に転換した。
- ・これを受けて、検討会議は、住民の費用負担について結論を得ることは時期尚早と判断し、アンケートを取らずに会議を終結させることとした。
- ・しかしこれは、次の更新の際に国の交付金制度がないというリスクを抱えたことになる。
- ・また、5年先送りしたに過ぎない上、町はエスカレーターをフルメンテナンス終了後に廃止する方針を変更しておらず、平成31年度末に向けた新たな検討の場を設ける必要がある。

(5) 町の組織統治（ガバナンス）の問題

最終的な負担についての議論が始まろうとしたとき、エスカレーターがしばらくの間は継続して現状のまま稼働できることが判明したため、協議は将来に延期されたが、このような事態を招いたことについて、町は、町からメンテナンス会社への細かな確認作業が不十分であったことが原因であると認め、陳謝した。住民代表委員からは、今後はこのようなことのないよう細心の注意を払い、住民の目線で業務に当たることを望む旨の強い要望があり、それを受けて町は努力することを約束した。

(6) 今後の対応

この検討会議を契機に、エスカレーターに係る国の交付金制度の改正などの関連情報や町の方針の変更について、町が住民(自治会)に定期的に書面で報告し、その上で互いに必要と認めた場合には、検討の場を持つことと決定した。

7. 資料

(1) 光風台駅前エスカレーター代替案検討会議設置要綱

(目的)

第1条 光風台駅前エスカレーター代替案検討会議（以下「検討会議」という。）は、光風台駅前に設置されているエスカレーターの稼働停止後における代替案について、町と地域の実情に即した案とするために必要な事項を総合的に検討するものとする。

(協議事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を協議・検討するものとする。

- (1) エスカレーター稼働停止後の代替案
- (2) 前号の実現に向けた負担のあり方

(構成、任期等)

第3条 検討会議の構成員は、12名以内とし、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民又は利用者の代表
- (3) 豊能町職員（以下「町職員」という。）
- (4) その他検討会議が必要と認める者

2 学識経験者は、豊能町長（以下「町長」という。）が選任する。ただし、住民又は利用者の代表から推薦があった場合は、町長はこれを尊重するものとする。

3 住民又は利用者の代表は、それぞれ光風台、新光風台各自治会において選任する。

4 町職員は、町長が任命する。

5 その他検討会議が必要と認める者は、必要に応じ検討会議において選任する。

6 構成員の任期は、検討会議の発足時から平成24年3月31日までとする。ただし、補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(検討会議の運営)

第4条 検討会議に会長をおき、構成員の互選により選出するものとする。

2 会長は、検討会議を代表し会務を総括する。

3 検討会議の会議は必要に応じて会長が招集する。ただし、構成員の3分の1以上からの要請がある場合は、会長は検討会議を招集しなければならない。

4 会長に事故ある場合は、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 検討会議は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

6 検討会議の議決は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

7 検討会議の公開の可否は、検討会議において決する。

8 検討会議の庶務は（第2条に定める協議事項の協議・検討に必要な見積（相見積を含

む。)の徴収、その他の検討資料の準備・作成を含む。)は、豊能町総務部企画政策課において処理する。

(期限)

第5条 検討会議は、平成24年3月31日までに終了し、それまでに第2条に定める協議事項について結論を得るものとする。なお、結論が一つの代替案に集約できない場合は、複数の代替案を併記するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、会長が検討会議に諮り、検討会議の決議をもって定める。

附則 この要綱は、平成23年5月18日より施行する。

(2) 光風台駅前エスカレーター代替案検討会議名簿

	氏名	所属等
学識経験者 (3条1項1号)	◎赤井 伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
	○猪井 博登	大阪大学大学院工学研究科助教
光風台自治会 (3条1項2号)	水谷 嘉明	自治会長
	倉場 敦司	
	飯田 久夫	
新光風台自治会 (3条1項2号)	大原 光信	自治会長
	本山 一裕	
	吉岡 雅朗	
豊能町 (3条1項3号)	鴻野 芳樹	建設環境部建設課長
	内田 敬	総務部財政課長
	木田 正裕	総務部企画政策課長
事務局	東浦 進	総務部企画政策課主幹

◎は会長、○は会長職務代理



豊能町 御中

平成24年1月30日

〒530-0035 大阪市北区堂島町3番3号

株式会社日立ビルシステム



「光風台駅前エスカレーター」の今後のリニューアル計画について

拝啓 平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年度豊能町「光風台駅前 殿納エスカレーター」は1990年7月に設置されて以来21年を経過致しました。豊能町様のご理解、ご協力を賜り、保守業務及び修理等を実施させて頂き性能維持と安全の確保に努めて参りました。

しかし、ご愛用いただいているエスカレーターも経年が進み、システム全体の老朽化は避けられず性能は年々低下の傾向にあります。また、主要機器を構成する部品の世代交代が激しい近年、納入当時の技術で開発した旧型部品による修理では旧マイコン制御方式（一部リレー使用）個有の問題点（リレー接点の接触不良に起因する故障の発生、経年使用によるマイコン基板トラブル及び汚損等）は改善されず、今後偶発的な故障も懸念され、性能、信頼性の維持は困難な状況になってまいります。

ビルの寿命が50～60年と言われている中、エスカレーターの計画耐用年数は25年と設定されています（(社)建築・設備維持保全推進協会のライフサイクルコスト評価指針より）。日立製作所のホームページにも、2009年5月14日より「部品供給の停止に関するお知らせ」が掲示させて頂いており重要な部品が故障・破損した場合、長時間復旧できない事が予想されます。

現在ご利用いただいておりますエスカレーター（型式：800CX-P×2台）は、1994年9月に製造を中止いたしました。

製造元であります日立製作所での保守部品につきましては主要装置の平均耐用年数を踏まえ保守部品の標準供給期間は、原則として当該機種の下生産中止後20年を目処としております。

弊社日立ビルシステムにおいては、製造中止後から5～10年程度は、ストック部品あるいは、代替部品で対応させていただき所存でございます。

ただし、将来に渡り保障するものではありません、大規模災害などで一時期に同部品が大量に必要となった場合などは、部品調達に時間を要する可能性があります。

また、2012年1月時点でのご回答であるため、社会情勢の変化などは加味しておりませんので予めご承知をお願い申し上げます。

そして、近年エスカレーターにおきましては、高齢化に伴って不幸にも転倒事故や地震によつてエスカレーターが落下する事故も発生しており、改めてエスカレーターの安全性を見直す動きが盛んになってきております（2012年4月見直し予定）。光風台駅前エスカレーターにおかれましては、駅前から住宅街への通路として非常に公共性の高い使用目的であり、安全性には大変留意されているものと存じ上げております。

現在のエスカレーターに於ける技術革新は目覚ましく、従来品と先端技術を駆使した最新機種では、安全性能・高齢化対策の微速度運転等（インバータ制御）性能及び社会的な要求による機能、省エネルギー化等、最新の機種との格差は一段と大きなものとなっております。

上記理由から、設置後20年以上経過したエスカレーターには、信頼性・安全性の点から、最新機種への更新リニューアルをお勧めしております。又、設置後30年を越えますと現行のフルメンテナンス契約の実施履行も難しくなることが予想されますので、それまでに順次リニューアル計画の実施計画を頂けます様、何卒ご検討の程よろしくお願ひ申し上げます。

敬 具



豊能町 御中

平成23年12月19日

〒530-0035 大阪市北区豊崎3番3号

株式会社日立ビルシステム



「光風台駅前エスカレーター」の今後のリニューアル計画について

拝啓 平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年度豊能町「光風台駅前 殿納エスカレーター」は1990年7月に設置されて以来21年を経過致しました。豊能町様のご理解、ご協力を賜り、保守業務及び修理等を実施させて頂き性能維持と安全の確保に努めて参りました。

しかし、ご愛用いただいているエスカレーターも経年が進み、システム全体の老朽化は避けられず性能は年々低下の傾向にあります。また、主要機器を構成する部品の世代交代が激しい近年、納入当時の技術で開発した旧型部品による修理では旧マイコン制御方式（一部リレー使用）個有の問題点（リレー接点の接触不良に起因する故障の発生、経年使用によるマイコン基板トラブル及び汚損等）は改善されず、今後偶発的な故障も懸念され、性能、信頼性の維持は困難な状況になってまいります。

ビルの寿命が50～60年と言われている中、エスカレーターの計画耐用年数は25年と設定されています（(社)建築・設備維持保全推進協会のライフサイクルコスト評価指針より）。日立製作所のホームページにも、2009年5月14日より「部品供給の停止に関するお知らせ」が掲示させて頂いており重要な部品が故障・破損した場合、長時間復旧できない事が予想されます。

又、近年エスカレーターにおきましては、高齢化に伴って不幸にも転倒事故や地震によつてエスカレーターが落下する事故も発生しており、改めてエスカレーターの安全性を見直す動きが盛んになってきております（2012年4月見直し予定）。光風台駅前エスカレーターにおかれましては、駅前から住宅街への通路として非常に公共性の高い使用目的であり、安全性には大変留意されているものと存じ上げております。

上記理由から、設置後20年以上経過したエスカレーターには、信頼性・安全性の点から、最新機種への更新リニューアルをお勧めしております。現在お納めさせて頂いております機種（CX-P型）は、製造会社であります株式会社日立製作所が「部品供給の停止に関するお知らせ」の通り、2012年12月の部品供給期限には、該当しておりません。しかし、本同一機種の製造が1994年9月までであった事から部品供給の停止は、2014年8月が予想され、設置後25年以上を経過して30年後におきましては、現行フルメンテナンス契約の実施履行が難しくなることが予想されます。

それまでに順次リニューアル計画の実施を頂きます様、何卒ご検討の程よろしくお願い申し上げます。

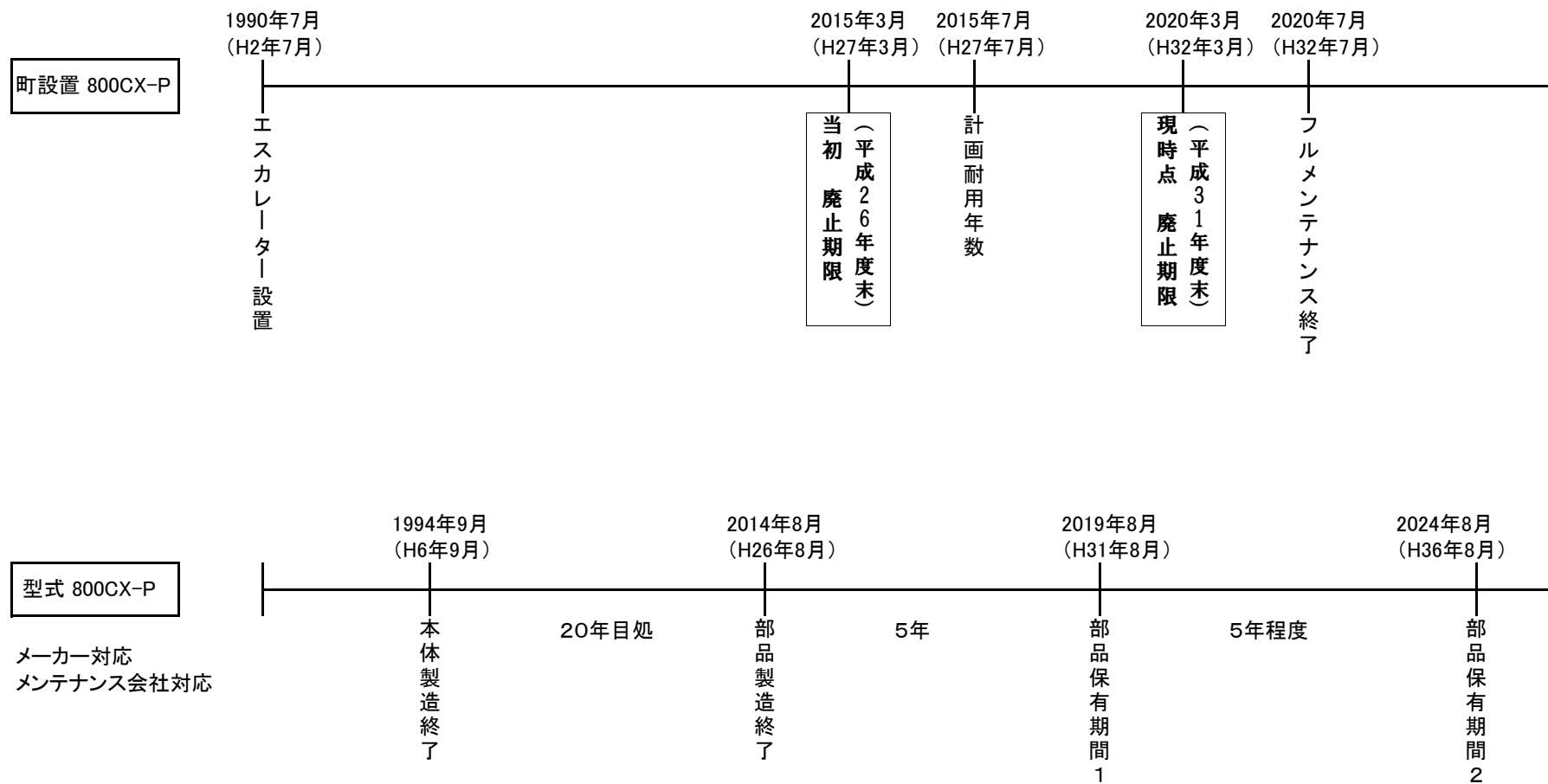
また近年のエスカレーターに於ける技術革新は目覚ましく、従来品と先端技術を駆使した最新技術への更新と性能向上・高齢化対策の微速度運転等（インバータ制御）性能及び社会的な要求による機能、省エネルギー、ユニバーサルデザイン等、最新の機種との格差は一段と大きなものとなっております。

何卒長期に渡ってのリニューアルのご検討賜りますようご高配の程お願い申し上げます。

敬 具

光風台駅前エスカレーターに係る稼働期限等確認表

平成24年2月26日



- ※ 本体と部品製造は(株)日立製作所。部品保有は(株)日立ビルシステム。
- ※ 計画耐用年数は設置から25年。
- ※ 平成26年8月 部品製造終了(本体製造終了から20年)
- ※ 平成27年7月 計画耐用年数到来(設置から25年)
- ※ 平成31年8月 部品保有期間1到来(部品製造終了から5年)
- ※ 平成32年7月 フルメンテナンス終了の見込(計画耐用年数到来から5年)

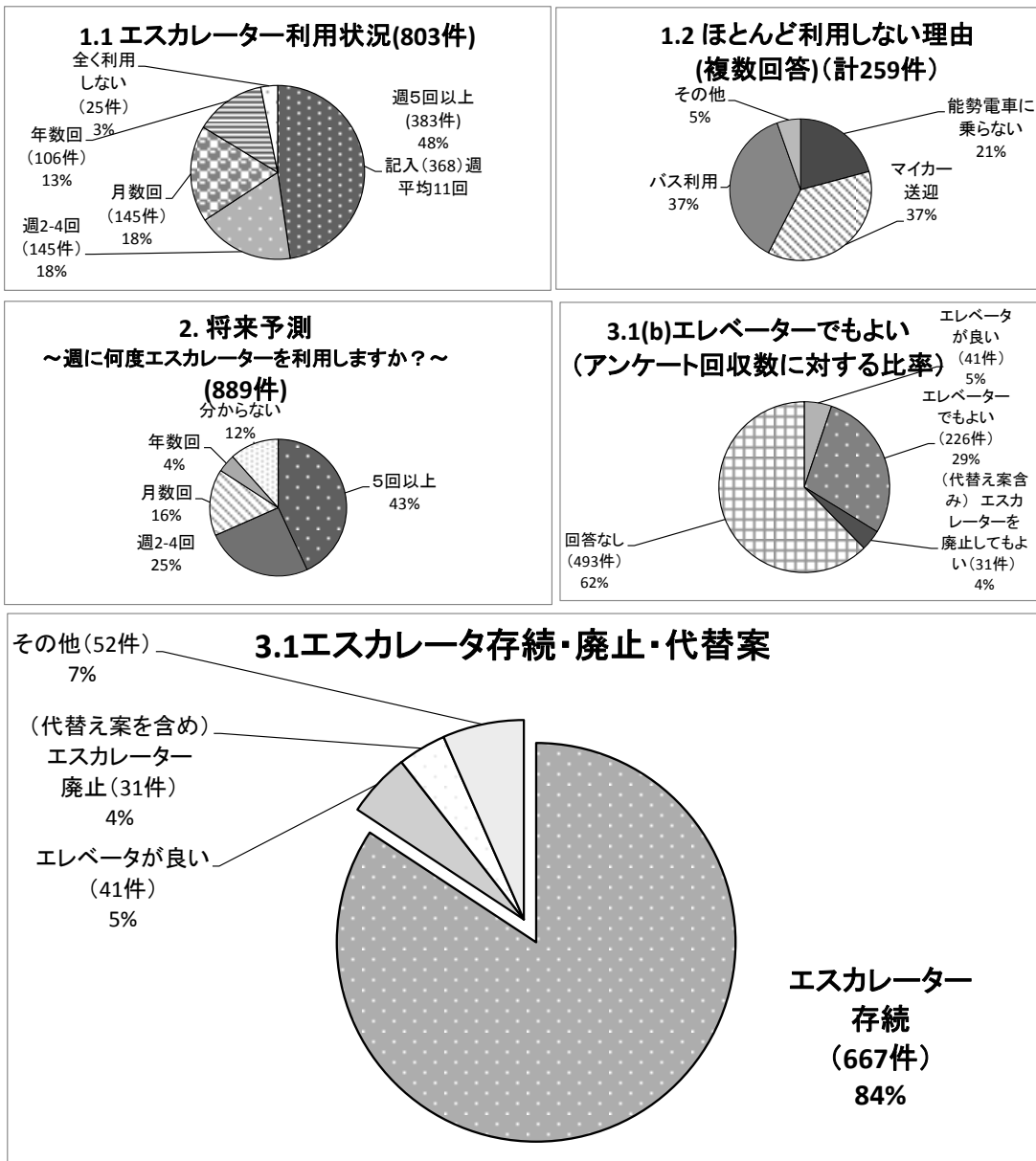
「光風台駅前エスカレーター廃止問題」アンケート集計結果速報(改)

平成23年6月15日
新光風台自治会・継続協議委員会

アンケート回収率は58.9%でした（アンケート配布数:1342戸、回答数: 791件）。文章によるご意見も多数（約100件）お寄せいただき、ありがとうございました。

町が主催する「光風台駅前エスカレーター代替案検討会議」は6月には正式に発足することになり、来年3月末までに結論を得ることになっています。構成員は、学識経験者2名、住民又は利用者の代表者6名（光風台・新光風台自治会から各3名）、町職員2名、その他検討会議が必要と認めた者2名以内となっています。住民又は利用者の代表者を自治会が選出することについて、町からは自治会から選任された者がその代表者であると言えるのか確認しておく必要があるとの意見が寄せられましたが、このアンケート結果を住民・利用者の意見として、「検討会議」に当自治会選出代表者を通じて提出する予定です。「検討会議」の公開の可否については、検討会議で決定されることになっています。なお、「検討会議」などに関するご意見は、新光風台自治会・継続協議委員会にお寄せ下さいませようお願い申し上げます。

84%の回答者がエスカレーター存続を希望



エスカレーター(等)が無くなれば不便になり、町外への転出を検討 44%

エスカレーター(等)が無くなれば不便になり、資産価値が下がる 51%

町が人件費のさらなる削減(府下他町村並みの人件費比率)を達成しても財源が不足するなら受益者負担も止むを得ない 69%(546件/791件中)

